

私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>(資産等の保有)</p> <p>第12条 実施校の校地、校舎その他の施設及び設備は、原則として、負担付き（担保に供されている等）又は借用であってはならない。</p> <p><u>ただし、校地については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められた場合は、この限りではない。</u></p>	<p>(資産等の保有)</p> <p>第12条 実施校の校地、校舎その他の施設及び設備は、原則として、負担付き（担保に供されている等）又は借用であってはならない。</p> <p><u>ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められた場合は、この限りではない。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和7年 月 日から施行する。